

(別紙1)

管 理 条 件

1. グラウンド及び調整池周辺の清掃、除草

- ・グラウンド周辺及び高田川西側の堤防（土手）斜面（公園駐車場からグラウンドへの通路間）の清掃、除草作業及び処分を行うこと。
ただし、清掃等を外部事業者へ委託することを妨げない。
- ・頻度は任意とするが、近隣住民の迷惑とならないようにすること。
- ・近隣住民からの苦情等により清掃、除草等の早期対応の指示があった場合は、速やかに対応すること。
- ・草等の処分方法はリレーセンター広陵と調整を行い、指示に従うこと。
（参考処分費：10kg 150円（R8.9.1現在））
- ・提案団体の活動により発生したゴミは自己処分とする。

2. 貯水後のグラウンド内に溜まったゴミ等の清掃

- ・大雨時、グラウンド内へと雨水が流入することがあり、増水などにより他所から流れてきたゴミ等について収集、処分を行うこと。
- ・ゴミ等の処分方法はリレーセンター広陵と調整を行い、指示に従うこと。
（参考処分費：10kg 150円（R8.9.1現在））

3. グラウンド内の排水及び連絡

- ・グラウンド内の排水が必要な場合は、奈良県高田土木事務所工務課施設保全係（0745-44-3876）に排水を依頼する。ただし、土日祝は対応不可。
- ・大雨や台風等、高田土木事務所が放流先の増水等で付近一帯に浸水の危険があると判断した場合は、排水できない。

4. その他

- ・公園施設は近隣住民を含めグラウンド利用者以外の者も利用するため、24時間開放すること。
- ・グラウンド入口のフェンスは使用時以外には必ず施錠をすること。
- ・周辺の歩行者、近隣の農作者や隣接地の地権者への挨拶の徹底など近隣に迷惑がかからないよう十分に配慮して使用すること。
- ・活動記録を任意書面により作成し、町から依頼があった場合は速やかに提出すること。
- ・特別な理由なく、グラウンド利用料金を徴収することを禁止する。

※ 上記管理条件を遵守できない場合は、使用の決定を取り消す。